

真栄中学校 部活動規定

1 部活動の基本的な考え

学校教育の一環として位置付けることを基本として次の目標を掲げる。

- ① 生徒の生活指導、精神鍛錬、体力の向上、文化的関心の高揚をはかる。
- ② 個性を伸ばし、集団として協力しながら活動できる生徒を育成する。
- ③ 集団活動を通して、自主性・社会性の育成をはかり、自己実現を目指す。

2 設立資格

この部の設立は真栄中学校に在学する生徒10名以上で指導者1名以上をもって設立できるものとする。ただし、部員が10名に満たなくても指導者が1名以上いる場合、指導者顧問会議の決定により設立することができる。

3 参加手続き

この部に参加を希望する生徒は入部申込書に活動費をそえて部活動担当者に提出し、入部許可を受けるものとする。

4 活動費

この部の入部希望者は活動に必要な経費として、年額4,500円の会費を納入するものとする。

5 活動費の使途並びに会計

入部希望者が納める活動費の使途は次のとおりとする。

- ① 各部の活動参加費として（2,500円×入部者数）に5,000円を加えた額。
- ② 中体連参加費、並びに各部の加盟金・登録料などに部活指導者顧問会議で承認を得た額。
- ③ 各部共通の備品・消耗品、また部活指導者顧問会議で承認を得た物品の購入。
- ④ 実費弁償費として指導者に20,000円を、外部指導者には一部につき10,000円を補助する。（※但し、この金額については、生徒数によって変動する場合がある）
- ⑤ 活動費の会計については学校長の委嘱により真栄中学校教職員が行う。
- ⑥ 各競技団体主催大会出場のために必要な指導者資格、審判資格等の取得、更新費用の一部を補助する。

6 活動時間と注意事項

別に定める約束事項に基づいて行う。

7 活動廃止・活動休止

- ① 部活動の部員数が大会必要参加数に満たない場合は、学校の現状や実態を踏まえ全職員で協議し、決定する。
- ② 休止扱いとした場合は、部員は一定期間内で他の部活へ転部できることとする。

8 その他

この規定は部活指導者顧問会議で定めるものとする。なお、入部希望者が納める活動費の金額、各部の活動費、指導者への指導費については真栄中学校体育文化振興会役員会と連絡調整の上定める。

9 付則

- ① この規定は平成2年4月より実施する。
- ② この規定は平成3年4月に一部改正して実施する。
- ③ この規定は平成11年4月に一部改正して実施する。
- ④ この規定は平成13年4月に一部改正して実施する。
- ⑤ この規定は平成15年4月に一部改正して実施する。
- ⑥ この規定は平成21年4月に一部改正して実施する。
- ⑦ この規定は平成23年4月に一部改正して実施する。
- ⑧ この規定は平成25年4月に一部改正して実施する。

- ⑨ この規定は平成27年4月に一部改正して実施する。
- ⑩ この規定は平成27年4月に一部改正して実施する。
- ⑪ この規定は平成30年4月に一部改正して実施する。
- ⑫ この規定は令和2年4月に一部改正して実施する。
- ⑬ この規定は令和5年4月に一部改正して実施する。 ※網掛け部3の一部と7を追記。

規定・会則・規約 12